

インフルエンザの対応について

★家からマスクを着用させてください。

- ・マスクは、鼻・口をしっかり覆えるものがよいです。
- ・使い捨て用の不織布のマスクが感染予防に効果的です。
- ・毎日、きれいなマスクに交換してください。

★朝、お子さんの顔色が悪い・食欲がない・元気がない等、いつもと様子が違う場合は、必ず体温を測定していただき、発熱がある場合は無理をして登校させず早めに医療機関を受診してください。

★インフルエンザと診断された場合は出席停止となります。主治医の指示に従い登校の許可ができるまではご家庭で安静に休養してください。登校される際に、主治医から記入してもらった出席停止の証明書を学校に提出してください。証明書は治って登校されるときで結構ですが、インフルエンザと診断された場合は、すぐに学校に連絡をお願いします。

★お子さんが体調が悪くなった場合等には保護者の方にお迎えをお願いすることになります。

- ・連絡先の電話番号等に変更がある場合は、担任までご連絡ください。

★学校保健安全法施行規則の改正（平成24年に一部）に伴い、インフルエンザによる出席停止期間の基準が下記のように変更されています。

- ・以前は「解熱後2日を経過するまで」でしたが、
- ・現在は「発症した後5日を経過しかつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となっております。
- ・お子さんが発熱等で発症した日から6日間の出席停止が必要（下記早見表を参照）となります。
- ・主治医の指示に従い、お子さんの「登校」には十分な対応をお願いいたします。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後3日目	発症後5日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。